

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センター、中小企業大学校旭川校と北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

## INDEX

「○」：募集している助成事業

## 【1】胆振東部地震関係

(P1~8)

- 道民の皆様へ 北海道知事からのメッセージ …… 北海道
- 北海道における節電について …… 経済産業局
- 平成30年北海道胆振東部地震に係る被災中小企業・小規模事業者対策を行います【新規】 …… 経済産業局
- 平成30年台風第21号及び平成30年北海道胆振東部地震の被災に伴う輸出入許可証等の取扱いの特例措置【新規】 …… 経済産業局
- 平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震により影響を受けた特許等の取扱い【新規】 …… 経済産業局
- 災害に便乗した悪質商法などにご注意ください【新規】 …… 経済産業局
- 災害関連の融資制度のご案内【新規】 …… 北海道

## 【2】販路拡大・海外展開

(P9~14)

- 中小企業等外国出願支援事業(2次募集)のご案内【新規】 …… 中小企業総合支援センター
- どさんこプラザ・マーケティングサポート催事(第4四半期分)の募集 …… 北海道
- 海外での商談会やフェアなどを実施します …… 北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内 …… 北海道
- 「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について …… 北海道
- 表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内 …… 北海道

## 【3】経営支援・ものづくり

(P15~16)

- 中小企業競争力強化促進事業(2次募集)のご案内【新規】 …… 中小企業総合支援センター
- 平成30年度「新商品トライアル制度」認定企業の募集 …… 北海道

## 【4】融資

(P17~23)

- 北海道の中小企業者向け融資制度のご案内 …… 北海道
- 北海道の創業者向け融資制度のご案内 …… 北海道
- 水産物不漁関連の融資制度のご案内 …… 北海道
- コストアップに対応する融資制度のご案内【新規】 …… 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内 …… 北海道
- 小規模企業者等設備貸与事業のご案内【新規】 …… 北海道
- 中小企業高度化資金貸付事業のご案内【新規】 …… 北海道

## 【5】雇用の確保

(P24~32)

- 北海道最低賃金(地域)改正のお知らせ【新規】 …… 労働局
- キャリアアップ助成金について …… 労働局
- 人材開発支援助成金について …… 労働局
- 労働移動支援助成金について …… 労働局
- 生涯現役起業支援助成金について …… 労働局
- 平成30年7月豪雨の災害に伴う雇用調整助成金の特例及び追加特例について …… 労働局
- 戦略産業雇用創造プロジェクトに関する「地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)」の特例支給(上乘せ)のご案内【更新】 …… 北海道
- 「働き方改革プラン」の活用について …… 北海道
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】 …… 北海道

## 【6】人材育成

(P33~42)

- 中小企業大学校旭川校 10月~11月開講講座のご案内【更新】 …… 中小企業大学校旭川校
- 中小企業大学校旭川校 10月開講校外研修のご案内【更新】 …… 中小企業大学校旭川校
- 第9回「キャリア教育アワード」及び第8回「キャリア教育推進連携表彰」の公募を開始しました …… 経済産業局
- 「生産性向上支援訓練」のご案内 …… 北海道・労働局他
- 能力開発セミナー(10~12月開講予定)のご案内【更新】 …… 北海道
- 北海道技能評価認定制度について …… 北海道

【7】各種相談

(P43～44)

- モバイルバッテリーの販売が出来なくなります(電気用品安全法) …… 経済産業局
- 人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します 北海道ビジネスサポート・ハローワークのご案内について【更新】 …… 北海道

【8】イベント・セミナー

(P45～48)

- 平成 30 年度「プロフェッショナル人材活用セミナー」in 札幌を開催します。【新規】 …… 中小企業総合支援センター
- 「北海道食品産業発展セミナー」参加者募集します【新規】 …… 北海道
- 若手社員向け研修会・管理職向けセミナー・「じもと×しごと発見フェア」のご案内【更新】 …… 北海道
- 「労働セミナー」(上川、渡島、十勝、釧路)のご案内【更新】 …… 北海道

【9】その他

(P49～53)

- 地域経済分析システム(RESAS:リソース)を活用した「地方創生☆政策アイデアコンテスト 2018」を開催します …… 経済産業局
- 平成 30 年度「わたしたちのくらしとエネルギー」かべ新聞コンテストの募集を開始しました …… 経済産業局
- 平成 30 年度「北国の省エネ・新エネ大賞」を募集します【新規】 …… 経済産業局
- 「公共施設見学ツアー」を企画・催行する旅行会社や各種団体の募集【更新】 …… 開発局
- 北海道ドライブ観光促進プラットフォームを設立・参加機関を公募【更新】 …… 開発局

## 道民の皆様へ

本年9月6日に発生した胆振東部地震では、多くの尊い命が失われ、被災地では今もなお、多数の方々が不自由な生活を送られています。ここに改めて犠牲になられた方々へ深く哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に対し心よりお見舞いを申し上げます。

また、地震発生直後には北海道全域において停電が生じ、断水や交通機能の麻痺なども相まって道民生活や経済活動にも大きな支障が生じました。

地震発生から十日余りが経過しましたが、被災地域では、住民の皆様、関係機関、ボランティアの方々の懸命のご尽力により、復旧・復興に向けた取組が進められています。道としても、被災された皆様が一日も早く安心した生活が送れるよう総力を挙げて取り組んでまいります。

一方、被災地域以外の大部分の地域では、生活インフラや交通機能も日常生活に支障のない程度にまで回復してきており、今後は、一日も早く本来の活気ある北海道を取り戻していかなくてはなりません。

このためには、道民の皆様一人一人が過度に萎縮せず、普段どおりの心豊かな生活を送っていただくことが何より大切です。また、こうしたことが、北海道経済の好循環を生み出し、被災地の早期の復興にも寄与するものと考えております。

北海道は、これから本格的な秋の行楽シーズンを迎えます。皆様におかれては、旅行やレジャーを通じ、道内各地の新鮮な食材、色鮮やかな山河の風景など本道の魅力を存分にご堪能いただき、ご自身はもとよりご家族や職場の皆様とともに、鋭気を養っていただくことを心より願っております。

2018年9月

北海道知事 高橋 はるみ



## 道内観光をお考えの皆様へ ～安心して快適な旅の情報をお届けします～

北海道では、9月6日に発生した胆振東部地震により、ライフラインや交通網が一時的に不安定な状態となりましたが、**現在は、旅行される方の移動や滞在に支障がない程度にまで回復しています**ので、安心して旅をお楽しみいただけます。

### 宿泊施設



震源地周辺の一部を除き、道内ほぼ全ての地域で通常営業を行っており、安心して滞在いただけます。

### 公共 交通機関



#### 〔鉄道〕

北海道新幹線及び主要幹線については全て通常どおり運行していますが、一部路線で減便・運休している区間もあります。

#### 〔路線バス・都市間バス〕

震源地周辺の一部を除き、道内全ての路線で通常どおり運行しています。

#### 〔高速道路〕

震災の影響により不通になっている区間は、現在ありません。

### 航空路線



#### 〔道内路線〕

全便通常どおり運航しています。

#### 〔国内路線〕

全便通常どおり運航しています。

#### 〔国際路線〕

一部路線で運休・減便していますが、ほぼ全ての路線が運航しています。

### 飲食店 コンビニ



一部の商品の不足も解消しつつあり、道内ほぼ全ての地域で、通常どおり営業しています。

### ライフライン



#### 〔水道・ガス〕

被災地の一部を除き、ほぼ全ての地域で支障なく使用できます。

#### 〔電気〕

自主的な節電の取り組みが行われておりますが、宿泊施設や観光施設で、支障が生じる状況ではありません。

## 北海道における節電について

(北海道経済産業局)

この度の北海道胆振東部地震・台風 21 号により亡くなられた方々に御冥福をお祈り申し上げるとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

地震発生以降、厳しい電力需給状況を踏まえ、節電に御協力いただきました道民・事業者の皆様に、心から感謝申し上げます。

今般、苫東厚真 1 号機の安定的な定格運転が可能な状態が確保され、供給力が上積みされることとなりました。今後、他の発電所にトラブル停止等がなければ、電力需給は安定化していくことから、これまで道民・事業者の皆様をお願いしていた、需要減 1 割確保のための節電の要請については、必要がなくなりました。

これに伴い、今後については、例年のように、冬に向けて「無理のない範囲での節電」に御協力をお願いします。

なお、大型電源トラブル停止等、万が一の事態が生じた場合には、改めて節電の在り方を含めて検討し、需給バランスの安定を図るための対応を講じてまいります。

経済産業省北海道経済産業局長 牧野 剛

平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被災中小企業・小規模事業者対策を行います【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局は、平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害に関して、北海道内 179 市町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、中小企業・小規模事業者の資金繰り等に関する相談に対応するため、特別相談窓口を設置しました。

◆平成 30 年北海道胆振東部地震に係る災害に関する特別相談窓口

経済産業省北海道経済産業局 産業部 中小企業課

(札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 4 階)

TEL:011-709-2311(代表)内線 2575~2576、011-709-1783(直通)

FAX:011-709-4138

E-mail:[hokkaido-chusho@meti.go.jp](mailto:hokkaido-chusho@meti.go.jp)

受付時間:平日 8:30~17:15

※本相談窓口は、当局のほか、北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構北海道本部にも設置され、相談を受け付けています。

なお、道内の電力が復旧するまでの間、道内の一部機関では電話の不通が予想されることから、道外における臨時窓口で対応致します。電力が復旧次第、道内の窓口を設置します。

相談窓口一覧:[http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido\\_eq/list.pdf](http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/list.pdf)

◆特別相談窓口以外の措置

○災害復旧貸付の適用

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、北海道の日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

災害復旧貸付の概要:[http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido\\_eq/kashitsuke.pdf](http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/kashitsuke.pdf)

○セーフティネット保証 4 号の適用

北海道内の災害救助法が適用された各市町村において、今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、北海道の信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の 100%を保証するセーフティネット保証 4 号を適用します。

近日中に官報にて地域の指定を告示する予定ですが、信用保証協会においてセーフティネット保証 4 号の事前相談を開始します。

セーフティネット保証 4 号の概要:[http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido\\_eq/safetynet.pdf](http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/safetynet.pdf)

○既往債務の返済条件緩和等の対応

北海道の日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

○小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された北海道内の各市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

小規模企業共済災害時貸付の概要:[http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido\\_eq/kyousai.pdf](http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/mado/h30hokkaido_eq/kyousai.pdf)

平成 30 年台風第 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震の被災に伴う輸出入許可証等の取扱いの特例措置【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省では、平成 30 年台風第 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震の現況を勘案し、当分の間、被災地輸出入業者等による外国為替及び外国貿易法の輸出貿易管理令及び輸入貿易管理令上の申請手続等について、特例的な措置を講ずることとします

本特例措置については、以下をご覧ください。

貿易管理：[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/index.html](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/index.html)

平成 30 年台風第 21 号及び平成 30 年北海道胆振東部地震の被災に伴う輸出入許可証等の取扱いの特例措置について：

[http://www.meti.go.jp/policy/external\\_economy/trade\\_control/boekikanri/download/misc/2018/20180907\\_saigaitokurei.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/boekikanri/download/misc/2018/20180907_saigaitokurei.pdf)

なお、特例措置についての個別の相談は、原許可証等を交付した窓口にご連絡をお願いします。



平成 30 年北海道胆振地方中東部を震源とする地震により影響を受けた特許等の手続の取扱い  
【新規】

(北海道経済産業局)

特許、実用新案、意匠及び商標に関する出願等の手続について、平成 30 年 9 月 6 日に発生した北海道胆振地方中東部を震源とする地震の影響を受けて所定期間内に手続ができなくなった方は、事情を説明する文書を添付していただくことで、有効な手続として認められる場合があります。

詳細については以下をご覧ください。

平成 30 年北海道胆振東部地震により影響を受けた手続の取り扱いについて:

[http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/hokkaido\\_zisin\\_180906.htm](http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/hokkaido_zisin_180906.htm)



**災害に便乗した悪質商法などにご注意ください【新規】**

(北海道経済産業局)

地震など災害時には、それに便乗した悪質商法が多発しています。また、義援金詐欺の事例も多数報告されています。

お困りの際には一人で悩まず、以下の相談窓口にご相談ください。

◆**相談窓口**

**経済産業省北海道経済産業局 消費者相談室**

TEL:011-709-1785(相談専用)

受付時間:10:00~12:00/13:00~16:15

※月曜日から金曜日(祝祭日・年末年始除く)

**消費者ホットライン**

TEL:188

上記へお電話ください。

最寄りの消費生活センターへ電話が繋がります。

詳細は以下をご覧ください。

消費者ホットライン 188

[http://www.caa.go.jp/policies/policy/local\\_cooperation/local\\_consumer\\_administration/hotline/](http://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/hotline/)

◆**実際にあったトラブル事例**

**点検商法**

屋根だけ点検させてもらいたいと、突然、建設会社が自宅を訪問してきた。

業者は「今のうちに屋根の塗装をしておけば安心だ。」と言って、「契約書だけでも書かせてほしい。」と迫られ、仕方なく工事期間を4月から5月とする工事代金336,000円の契約書に署名してしまった。

2週間ほどたったところで、やはりお金の都合がつかないのでキャンセルしたいと申し出たところ、クーリング・オフ期間が過ぎているので、契約書の記載にしたがって32,000円の違約金を払ってもらうと請求された。

**公的な制度のほのめかし**

「行政機関から補助金が出る」と、震災後のリフォーム工事の勧誘があった。

近所も液状化現象が起きており、今後補修工事が必要な家族はたくさんある。

しかし、実際に調べてみると補助金は無く、ウソであることがわかった。

**寄付金、義援金**

・ボランティアを名乗る女性から募金を求める不審な電話があった。

・市役所の者だと名乗る人が自宅に来訪し義援金を求められた。

災害関連の融資制度のご案内【新規】

(北海道)

道では、胆振東部地震により直接又は間接の被害を受けた中小企業者等の皆様の早期復旧と経営の安定を図るための融資制度をご用意しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【災害復旧】	
融資対象	道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、胆振東部地震の直接又は間接の被害により、経営に影響を受けているもの ＜適用地域＞ 道内全市町村	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	設備資金 8,000万円以内 運転資金 5,000万円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	【固定金利】 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2%	【変動金利】 年1.0% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとする。 【保証料率】 (1)一般保証適用の場合 経営状況に応じ年0.45%~1.90%(9段階) 特別小口保険適用の保証 年0.72%	【保証料率】 (2)セーフティネット保証適用の場合の場合 普通保険適用の保証 年0.70% 無担保保険適用の保証 年0.68% 特別小口保険適用の保証 年0.48%
取扱期間	平成31年3月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※資金用途については、設備資金と運転資金の併用が可能です。(併用時の融資金額は、1企業あたり合計1億3千万円が限度となります。)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 中小企業等外国出願支援事業（2次募集）のご案内【新規】

（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

（公財）北海道中小企業総合支援センターでは、道内の中小企業者等が行う特許・商標等の産業財産権の外国出願に要する経費の一部を助成する中小企業等外国出願支援事業（特許庁・北海道経済産業局事業）の2次募集を開始しました。ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に（公財）北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

### [募集期間]

平成30年8月31日(金)～平成30年10月5日(金)

### [対象者]

- ・道内の中小企業者又は中小企業者で構成されるグループ（事業を営まない個人は対象外です。）
- ・事業協同組合、商工会、商工会議所、NPO法人（地域団体商標）

### [対象となる出願]

申請時に既に国内で出願を行っており、採択後、年度内に同じ内容で外国に出願する予定のもの。（国内出願及び予定している外国出願が、ともに申請者である中小企業者等の名義であること）

### [補助率]

補助対象経費の2分の1以内

### [補助限度額]

- ・1企業に対する1事業年度内の補助限度額 300万円
- ・1出願に対する1事業年度内の補助限度額
  - ＜特許出願＞ 150万円
  - ＜実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（冒認対策商標登録出願は除く）＞ 60万円
  - ＜冒認対策商標＞ 30万円

### [補助対象経費]

- ・外国特許庁への出願手数料 外国特許庁への出願に要する経費
  - ・現地代理人費用 外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
  - ・国内代理人費用 外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
  - ・翻訳費用 外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
  - ・その他 その他特に認められる経費
- ※日本国特許庁に支払う費用（PCT出願に要する国際出願手数料及び商標法代68条の2第1項に規定する国際登録出願に要する本国官庁手数料などを含む。）は対象外です。

### [申請手続き]

申請手続きなど詳細はホームページをご覧ください。

ホームページ [https://www.hsc.or.jp/consul/overseas\\_application/](https://www.hsc.or.jp/consul/overseas_application/)

### [問合せ先]

（公財）北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ（担当：兜、林、河上）

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階

TEL:011-232-2403 FAX:011-232-2011

## 北海道どさんこプラザ・テスト販売品（第4四半期分）の募集について

（北海道）

どさんこプラザテスト販売制度は、販路拡大・商品開発などに取組む道内企業の方々に応援するための制度で、新商品を3ヶ月間、「北海道どさんこプラザ」〔東京・札幌・名古屋〕で販売し、その過程で得られた情報をマーケティング活動に役立てて頂くことを目的としています。

売上げ好調な商品はさらに3ヶ月間販売を延長し、販売期間終了後には、店から商品の評判、評価等のアドバイスが受けられます。

**10月1日から11月20日まで、平成31年1月から販売する商品を募集しています。**

### ◆応募商品の要件

次のいずれかに該当する道産品（過去に応募店舗の通常商品であったものを除く）

- (1)札幌店は、札幌市内で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品
- (2)東京(有楽町店)、名古屋店は道外で販売を開始して1年以内の加工食品や工芸品(名古屋は加工食品のみ)

### ◆応募者の資格

道内に事務所又は事業所を有する公益的な団体、企業及び個人(個人のグループを含む。)のうち、下記の条件のいずれかに該当する方

- (ア)道産品の生産・製造・加工を行っている方
- (イ)自らが企画・考案した道産品の販売を行っている方

### ◆販売条件等

- (1)テスト販売品の販売手数料は、希望小売価格の18%
- (2)PL(製造物責任)保険に加入していること。
- (3)食品衛生法、JAS法、景品表示法等の表示関する法令を遵守していること。
- (4)指定する食品検査を実施していること(食品の場合)。
- (5)該当する食品製造に係る営業許可を受けていること(食品の場合)。

### ◆募集期間

10月1日(月)から11月20日(火)まで

### ◆申込方法

「テスト販売申込書」(下記 URL からダウンロードしてください)に必要事項を記載し、各総合振興局・振興局商工労働観光課へお申し込み願います。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/marke/dosanko/test.htm>

### ◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室マーケティンググループ (TEL:011-204-5766)

海外での商談会やフェアなどを実施します

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やフェアなどを実施(外部委託)します。内容については、詳細が決まり次第ホームページなどで参加事業者の募集を開始しますが、ご興味のある方は、下記の受託事業者までお問い合わせください。

◆主な事業内容・問い合わせ先

【UAE】

事業内容

- ・普及啓発セミナーの開催
- ・海外現地商談会の開催(11月下旬～12月上旬)

問い合わせ先

受託事業者:株式会社北海道二十一世紀総合研究所 TEL011-231-3053

【台湾・香港・マレーシア】

事業内容

- ・普及啓発セミナーの開催
- ・海外現地商談会の開催(マレーシア(9月6日開催済)、台湾(10月30日)、香港(10月9日))

問い合わせ先

受託事業者:一般社団法人北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)北海道貿易センター TEL011-261-7434

【タイ・シンガポール】

事業内容

- ・普及啓発セミナーの開催
- ・現地商談会の開催(タイ(11月中旬)、シンガポール(11月26日))
- ・フェアの開催(タイ(11月中旬))

問い合わせ先

受託事業者:一般社団法人北海道貿易物産振興会 TEL011-251-7976

【アドバイザー事業】

事業内容

- ・海外現地アドバイザーの配置(タイ、シンガポール各1名)
- ・道内アドバイザーの配置(東アジア担当、北米及びEU担当、イスラム圏担当各1名)

問い合わせ先

受託事業者:一般社団法人北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者:北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通))

## 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご利用ください。

### 農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご利用ください。

農林水産 輸出相談 検索

**北海道農政事務所 : TEL 011-330-8810**

- ・輸出先国の各種規制・制度 (放射性物質、検疫等)
- ・輸出に関する各種支援事業

**ジェトロ北海道 : TEL 011-261-7434**

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報

◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。  
農林水産省 : TEL 03-6744-7155    ジェトロ : TEL 03-3582-5646  
[http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e\\_soudan/attach/pdf/index-1.pdf](http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf)



◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

### ◆問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

## 「道産品輸出用シンボルマーク」の活用について

(北海道)

道では、海外における道産食品の識別力を高め、北海道ブランドを保護することを目的に「道産品輸出用シンボルマーク」を作成し、香港、台湾、中国、韓国、ベトナム、シンガポール、タイで商標登録しています。

すでに輸出に取り組んでいる、または、これから取り組もうとしている企業の皆様におかれましては、ぜひ積極的な活用をご検討ください。



- マーク全体は北海道の形をデフォルメしたもので、白く柔らかな雪とクリーンな空気を表しています。
- マークの中のブルーはきれいな水と海産物、グリーンは自然と農産物、赤は恵み・花・人の温かさを表しています。

### ◆用途

1 次のいずれかに該当する道産食品を輸出する場合

- ① 北海道内で生産された農林水産物
- ② 北海道内で製造又は加工された加工食品であり、次のいずれかの要件を満たすもの。
  - ・ 主な原材料として、道産農林水産物を用いているもの
  - ・ 道内で培われた製法・技術などを用いているもの

2 道産食品のPRを目的としたイベント、物産展などの広報用に使用する場合

### ◆シンボルマークを使用いただく場合の留意事項

シンボルマークの使用に関する管理運営は「北海道国際ビジネスセンター」が行います。

ご利用を希望される場合は、所定の様式に必要事項を記載の上、同センターまでお申し込みください。

※シンボルマークの使用料は無料です。ただし、シンボルマークの商品への印刷など、表示に係る経費は、使用者の負担となります。

#### 《申請先》

札幌市中央区北1条西2丁目 北海道経済センタービル1階  
北海道国際ビジネスセンター

TEL 011-251-2700/FAX 011-251-2629

<http://www.dousanhin.com/hibc/>

### ◆問い合わせ先

経済部経済企画局国際経済室国際経済グループ (TEL:011-204-5339)



表彰企業等プレミアム・パッケージ支援事業のご案内

(北海道)

道が表彰・認定した商品の開発等を行った企業の更なるステップアップと道の表彰・認定制度の知名度向上を図るため、企業の販路開拓に向けた取組をサポートするパッケージ型のフォローアップを実施しています。

◆対象となる表彰・認定制度

表彰・認定名	表彰等の趣旨	募集期間等
新商品トライアル制度	「新商品の生産により新事業分野の開拓を行う事業者」を知事が認定し、当該事業者が生産する新商品の販路開拓を支援します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm</a>	8月20日(月) ～10月10日(水)
北海道新技術・新製品開発賞	本道工業等の技術開発を促進し、新産業の創出や既存産業の高度化を図るため、道内中小企業者等が開発した優れた新技術・新製品を表彰します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H30shinseihinkaihatsushou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/H30shinseihinkaihatsushou.htm</a>	30年度の募集は終了しました。
北海道省エネルギー・新エネルギー促進大賞	北海道省エネルギー・新エネルギー促進条例に基づき、省エネルギーの促進や新エネルギーの開発・導入の促進に関し、顕著な功績のある個人及び団体等を表彰します。 URL: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kke/sene2/sokusintaisyo-bosyu.htm</a>	30年度の募集は終了しました。

◆サポート期間

上記表彰等を受賞後、3年間(但し、中小企業総合振興資金による融資及び道発注工事の総合評価落札方式における評価項目での加点は除く)。

◆サポートの内容

- ・道庁本庁舎1階道政広報コーナーでのパネルや商品展示など道の施設でのPR
- ・中小企業総合振興資金による融資
- ・道発注工事の総合評価落札方式における評価項目で加点(新商品トライアル制度は除く)
- ・ビジネス EXPO や産業交流展など各種展示会への出展・PR
- ・道のホームページ内のポータルサイトでの商品の紹介 など

※詳細については、道の表彰・認定企業等ポータルサイトをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

◆問い合わせ先

北海道 経済部 経済企画局経済企画課 経済調査グループ  
北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5139

中小企業競争力強化促進事業（2次募集）のご案内【新規】

（公益財団法人北海道中小企業総合支援センター）

（公財）北海道中小企業総合支援センターでは、道内中小企業者等を対象とした中小企業競争力強化促進事業の平成30年度2次募集を開始しました。ご利用を検討される方は、ホームページをご覧の上、お気軽に（公財）北海道中小企業総合支援センターまでお問い合わせください。

◆ 募集期間

平成30年9月18日(火)～10月15日(月)【17時必着】

◆ 問い合わせ先

（公財）北海道中小企業総合支援センター 企業振興部 助成支援グループ(担当:兜、林、河上)

TEL:011-232-2403 FAX:011-232-2011

◆ ホームページ

<https://www.hsc.or.jp/>

◆ 中小企業競争力強化促進事業 事業メニュー

事業名	対象経費	補助限度額	補助率
①マーケティング 支援事業（国内実施）	新分野・新市場への進出等のために行う市場調査や展示会等（道内において行われるものを除く。）への出展に要する経費	100万円	1/2 以内
②産業人材育成・ 確保支援事業 （育成事業）	新分野・新市場への進出等に資する人材養成を図るために行う先進企業、研修機関等及び専門職大学院、社会人を対象とした大学院等への従業員等の派遣に要する経費	50万円 （1人当たり）	
③産業人材育成・ 確保支援事業 （確保事業）	新分野・新市場への進出等に資する人材確保のために行う情報通信技術を活用した就業場所や時間にとられない働き方の導入に要する経費	60万円	
④市場対応型製品 開発支援事業 （一般）	新分野・新市場への進出等のために行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査又は展示会等への出展に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く）	300万円 （うち市場調査等に要する経費200万円）	
⑤市場対応型製品 開発支援事業 （特定産業分野）	立地企業との取引参入を目指す加工組立型工業若しくは基盤技術産業の中小企業者等又は新分野・新市場進出等を目指す食関連産業等若しくは環境・エネルギー産業の中小企業者が行う製品・サービスの開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く）	500万円 （うち市場調査等に要する経費200万円）	
⑥市場対応型製品 開発支援事業 （共同研究開発）	道内において構成員が1/2以上の中小企業者等であるものが新分野・新市場への進出等の為に大学などと連携して行う加工組立型工業、基盤技術産業、食関連産業等、環境・エネルギー産業に関する共同研究開発及びこれに伴う市場調査等に要する経費（市場調査等のみを行う場合を除く）	500万円 （うち市場調査等に要する経費200万円）	

（注）今回のマーケティング支援事業の募集は〔国内実施〕のみです。

（注）事業の併用はできません。

## 平成30年度「新商品トライアル制度」認定企業の募集について

(北海道)

道では、道内中小企業者、NPO法人等の皆様が生産した新商品・新役務の提供により新しい事業分野の開拓を図る道内中小企業等を知事が認定し、販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、申請された新商品・新役務により認定した企業の新商品・新役務を「トライアル新商品」として、特定随意契約に係る登録名簿に登載の上、道の各機関(教育・警察含む)での購入を推奨するとともに、道のホームページ等で公表するなど、認定商品の認知度向上、販路拡大に努めるものです。

平成30年度についても、次のとおり募集を行っております。

### ◆対象者

- 1 道内に本店を有する中小企業者
  - 2 道内に住所を有する個人
  - 3 道内に主たる事務所を有する北海道市民活動促進条例第6条に掲げる市民活動団体(NPO)
  - 4 道内の事業協同組合等
- 上記のいずれかに該当し、道内で新商品を生産する方々。

### ◆募集期間

平成30年8月20日(月)～平成30年10月10日(水)

### ◆応募方法

認定を受けるには、「新たに事業分野の開拓を図る計画」(実施計画(第5号様式))を添付のうえ、知事への申請書(認定申請書(第1号様式))を提出し、書面及び面接審査を受ける必要があります。

- 申請書類等各種様式は下記に記載している道ホームページより入手できます。
- 申請書類は紙で1部提出してください。
- 認定申請書には次の書類(各1部)を添付してください。
  - 1 定款(個人の場合は住民票)
  - 2 最近2営業期間の貸借対照表、損益計算書等を含む決算報告書
  - 3 道税、消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明(直近1年度分)
  - 4 新商品・新役務に関する資料(カタログ、写真等)

#### 【申請書等提出先】

本店等所在地の総合振興局・振興局商工労働観光課

※認定要件等詳細については、道ホームページをご覧ください。

[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial\\_home.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/trial_home.htm)

#### お問い合わせ先

北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 中小企業支援グループ

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL : 011-204-5331

e-mail : keizai.chushokigyo@pref.hokkaido.lg.jp

#### ～表彰企業プレミアムパッケージ事業(認定後の支援)～

道では表彰等を受けた企業の認知度向上や販路拡大など、さらなるステップアップを図るため、企業の取組や商品のPRなどを支援しています。<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/award.htm>

- ・ 受賞技術・製品を道庁本庁舎1階道政広報コーナー等でPR
- ・ 中小企業総合振興資金による融資(資金用途 事業資金、融資金額1億円以内) など

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）のご案内

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけます。(一部メニューを除く)

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等	
		政 策 サポ-ト	道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新增設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新增設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等		
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	①中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中小企業者」又は同法 第2条第6項に基づく「特例中小企業者」の認定を受けたもの ②道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
		災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく「特定中 小企業者」又は同法第2条第6項に基づく「特例中小企業者」の認定を受けた もの ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等
	防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先:北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

## 北海道の創業者向け融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、これから道内で事業を開始したい方や、事業開始後5年未満である方などを支援するため、創業者向けの融資制度をご用意しています。ぜひご利用ください。

◎創業前でも申込みできます！

◎据置期間を最長2年まで設定できます！

### ◆制度概要

資金名	創業貸付	
融資対象	(1)事業を営んでいない個人であって、1か月以内(産業競争力強化法第2条第23項第1号に規定する認定特定創業支援事業(以下「認定特定創業支援事業」という。))により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに事業を開始するあるいは2か月以内(認定特定創業支援事業により支援を受けて創業する場合は6か月以内)に新たに会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (2)中小企業者である会社であって、新たに中小企業者である会社を設立して事業を開始する具体的な計画を有するもの (3)事業を営んでいない個人が、個人又は会社設立により事業を開始し、開始後5年を経過しないもの又は、中小企業者である会社が新たに設立した中小企業者である会社であって、設立後5年を経過しないもの	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	3,500万円以内 かつ、融資対象(1)のうち信用保証協会の創業等関連保証を受けようとする者については、自己資金額の範囲内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	<b>【固定金利】</b> 3年以内 年 1.1% 5年以内 年 1.3% 7年以内 年 1.5% 10年以内 年 1.7%	<b>【変動金利】</b> 年 1.1% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び保証人	取扱金融機関の定めるところによります。 ただし、信用保証協会の創業等関連保証、創業関連保証及び再挑戦支援保証を受けようとする方については無担保無保証人(法人は原則代表者を保証人)とします。	
償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

水産物不漁関連の融資制度のご案内

(北海道)

道の融資制度(中小企業総合振興資金)では、水産物の不漁により経営に影響を受けている中小企業者の皆様の経営安定を図るための融資制度をご用意しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】(イ)	
融資対象	(1)水産加工業者であって、最近3か月間の売上高又は販売数量(以下「売上高等」という。)が前年同期比で5%以上減少している中小企業者等 (2)漁業者又は水産加工業者と直接的又は間接的な取引関係を有する事業者であって、当該漁業者又は水産加工業者との取引規模の割合が 20%以上であるとともに、制度取扱開始後、原則として最近1か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で 10%以上減少することが見込まれる中小企業者等	
資金用途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	<b>【固定金利】</b> 5年以内 年 1.0% 10年以内 年 1.2%	<b>【変動金利】</b> 年 1.0% (融資期間が3年を超える場合に選択可能)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。 <b>【保証料率】</b> 一般保証適用の場合 経営状況に応じ年 0.45%~1.90%(9段階) 特別小口保険適用の場合 年 0.72%	
取扱期間	平成30年12月31日まで	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
 各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
 後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所



コストアップに対応する融資制度のご案内【新規】

(北海道)

道では、中小企業向け融資制度(中小企業総合振興資金)において、原材料価格の高騰や人件費の増加など、様々なコストアップ要因に対応した資金メニューを用意し、中小企業の方々を支援しています。

◎こんな方向けの資金です◎

- ・最近売上が落ちていて、資金繰りが厳しい・・・
- ・原油・原材料価格の高騰の影響によって売上原価や販管費が増加している方・・・

◆制度の概要

資金名	経営環境変化対応貸付	
	融資対象(1)	融資対象(2)【原料等高騰】
融資対象	(ア)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ5%以上減少している中小企業者等 (イ)最近3か月の売上高(生産高)が前年同期に比べ減少しており、かつ、前年度の売上高(生産高)が前々年度の売上高(生産高)に比べ減少している中小企業者等 (ウ)前年度における純利益額又は売上高経常利益率が前々年度に比べ減少している中小企業者等 (エ)最近3か月の売上高経常利益率が前年同期に比べ減少している中小企業者等	(ア)最近3か月の売上高に対する「売上原価」又は「販売費及び一般管理費」の割合(以下、「売上原価率等」という。)が前年同期に比べ増加している中小企業者等 (イ)原則として最近1か月の売上原価率等が前年同月に比べ増加し、かつ、その後2か月を含む3か月の売上原価率等が前年同期に比べ増加する見込みの中小企業者等 (ウ)原料等価格の高騰の影響を受けている中小企業者等であって、省エネルギーに資する施設や新エネルギーを使用する施設又は環境への負荷を低減させる施設等を導入するもの
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	(ア)(イ)運転資金 (ウ)設備資金
融資金額	5,000 万円以内	1億円以内
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	10年以内(うち据置2年以内)
融資利率	《固定金利》 3年以内 年1.1%、5年以内 1.3%、 7年以内 年1.5%、10年以内 1.7% 《変動金利》 年1.1%(融資期間が3年超の場合に限る)	《固定金利》 5年以内 年1.0% 10年以内 年1.2% 《変動金利》 年1.0%(融資期間が3年超の場合に限る)
信用保証	必要により信用保証協会の保証に付することがあります。 保証付き融資の場合、利子とは別に、信用保証協会所定の保証料が必要となります。	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：[http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin\\_costup.htm](http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/shikin_costup.htm)

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)

各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所



## 勤 労 者 福 祉 資 金 の ご 案 内

(北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

### ◎こんな方向けの制度です◎

- ・中小企業で働いているが、急に医療費が必要となった
- ・パート社員として働いているが、子どもの教育費が必要

### ◆制度の概要

区 分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合)			
	※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金用途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 ※申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)  
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課  
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

小規模企業者等設備貸与事業のご案内【新規】

(北海道)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、小規模企業者の方が創業及び経営の革新に必要な設備を導入する際に、センターがその設備を購入し、申込みをされた方に割賦販売または、リースする公的制度を実施しております。

詳しくは、(公財)北海道中小企業総合支援センター(電話011-232-2404)へお尋ねください。

◆制度の概要

区 分	割 賦 販 売	リ ー ス
対 象 者	常時使用する従業員数が50人以下の小規模企業者等	
対 象 設 備	道内に設置する生産・加工などに供する機械装置等で新品のもの	
設 備 価 格	100万円～1億円	
割賦・リース期間	10年以内	3～10年
割賦損料率・ 月額リース料率	割賦損料率 年 1.8%～2.0%	リース期間：月額リース料率 3年：2.955% ～ 10年：0.998%

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：[http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu\\_lease.htm](http://www.hsc.or.jp/gaiyo/setsubi/kappu_lease.htm)

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

## 中小企業高度化資金貸付事業のご案内【新規】

(北海道)

中小企業者の方で組織される事業協同組合などが、高度化事業(共同施設の設置、工場・店舗の集団化、街ぐるみで商店街を改造する事業など)を実施する場合に、施設の設置資金を北海道が長期・低利で直接、お貸します。

### ◆制度の概要

貸付対象者	原則として、中小企業者で組織される事業協同組合等(事業の種類毎に規定)。 ※過去に集団化事業及び集積区域整備事業を実施した組合等におけるリニューアル事業(新設、増改築、老朽化の解消、空き区画の整備など)の場合は1社から利用が可能です。
貸付対象施設	土地、建物、構築物、設備であって資産計上されるもの
貸付期間	最長20年以内(うち据置期間3年以内)
貸付利率	0.45%(平成29年度貸付決定分適用利率。利率は毎年見直し) 貸付期間中は固定
貸付割合	原則として貸付対象事業費の80%まで
担保・保証	貸付に当たっては物的担保・連帯保証人等を必要とします。
貸付手続き	高度化事業を実施しようとする年度の前々年度の12月28日までに実施計画書を作成し、北海道知事あてに提出していただいた上で、前年度に事業計画について診断を受けていただく必要があります。 また、貸付金交付前には支出検査、交付後には完了検査などが実施されます。

※上記制度に関する手続きなど詳細については、下記ウェブページもご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kodoka/kodoka.htm>

◆問い合わせ先：北海道経済部 地域経済局 中小企業課近代化資金グループ(TEL 011-204-5345)

北海道最低賃金（地域）改正のお知らせ【新規】（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

もう、チェックした！

# 北海 道 の 最 低 賃 金



## ◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 <b>835</b> 30. 10. 1 発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

## ◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖 類 製 造 業	時間額 <b>850</b> 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄 鋼 業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 <b>927</b> 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 <b>842</b> 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスキング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 <b>845</b> 29. 12. 1 発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
  - 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
  - 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
  - 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター」へ ～  
相談窓口0800-919-1073(札幌)、0120-332-360(旭川)(まずは気軽にお電話を！)  
詳細は <http://partner.lec-jp.com/ti/hataraki-hokkaidou/>

キャリアアップ助成金について（北海道労働局）

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者など、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。（平成30年4月1日改正）

助成内容		助成額 ※ <>は生産性の向上が認められる場合、( )は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合（1人当たり）	①有期→正規：57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>） ②有期→無期：28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>） ③無期→正規：28万5,000円<36万円>（21万3,750円<27万円>）
賃金規定等改定コース	全てまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合（対象労働者数に応じて、1事業所当たり）	①全ての賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>） 4人～6人：19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>） 7人～10人：28万5,000円<36万円>（19万円<24万円>） 11人～100人：1人当たり28,500円<36,000円>（19,000円<24,000円>） ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を2%以上増額改定 対象労働者数が 1人～3人：47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>） 4人～6人：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>） 7人～10人：14万2,500円<18万円>（95,000円<12万円>） 11人～100人：1人当たり14,250円<18,000円>（9,500円<12,000円>）
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、4人以上に実施した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>）
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	57万円<72万円>（42万7,500円<54万円>） ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 2万円<2.4万円>（1.5万円<1.8万円>）加算
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合（1事業所当たり）	38万円<48万円>（28万5,000円<36万円>） ※ 対象となる有期契約労働者等1人当たり 1.5万円<1.8万円>（1.2万円<1.4万円>）加算 ※ 共通化した諸手当2つ目以降につき、1手当当たり 16万円<19.2万円>（12万円<14.4万円>）加算
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合（基本給の増額割合に応じて、1人当たり）	3%以上 5%未満：19,000円<24,000円>（14,250円<18,000円>） 5%以上 7%未満：38,000円<48,000円>（28,500円<36,000円>） 7%以上 10%未満：47,500円<60,000円>（33,250円<42,000円>） 10%以上 14%未満：76,000円<96,000円>（57,000円<72,000円>） 14%以上：95,000円<12万円>（71,250円<90,000円>）
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合（1人当たり）	5時間以上延長 19万円<24万円>（14万2,500円<18万円>） ※ ただし、上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せて実施し、労働者の手取り賃金が減少しない取組をした場合は、以下の通り5時間未満の延長でも助成 1時間以上2時間未満：38,000円<48,000円>（28,500円<36,000円>） 2時間以上3時間未満：76,000円<96,000円>（57,000円<72,000円>） 3時間以上4時間未満：11万4,000円<14万4,000円>（85,500円<10万8,000円>） 4時間以上5時間未満：15万2,000円<19万2,000円>（11万4,000円<14万4,000円>）

※人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)





## 労働移動支援助成金について（北海道労働局）

労働移動支援助成金については、平成30年4月1日付けの制度改正に伴い、整理統合が行われました。「移籍人材育成支援コース」が廃止され、「人材育成支援コース」が一部内容を変更のうえ、「早期雇入れ支援コース」の上乗せ助成として統合されたほか、「再就職支援コース」の委託開始申請分の支給の廃止、「中途採用拡大コース」の生産性要件を除外し、生産性が向上した場合の上乗せ助成が創設されました。主な改正内容は以下のとおりとなっています。

### 1 移籍人材育成支援コース及び人材育成支援コース（廃止）

- 平成30年3月31日で廃止。

### 2 早期雇入れ支援コース（拡充）

- 人材育成支援として、早期雇入れ支援対象となる労働者に対してOff-JT又はOff-JT及びOJTを行った事業主に対して上乗せ助成。
- 訓練計画を作成するなど、事前手続きが必要となります。

（支給額）

賃金助成	訓練 1時間 あたり	通常助成	優遇助成	優遇助成(賃金上昇区分)
訓練経費助成		Off-JT 900円	Off-JT 1,000円	Off-JT 1,100円
		OJT 800円	OJT 900円	OJT 1,000円
訓練経費助成		Off-JT実費相当額		
		上限30万円	上限40万円	上限50万円

### 3 再就職支援コース（変更）

- 委託開始申請分の支給を廃止。
- 再就職支援を委託した職業紹介事業者の支援を受けずに再就職が実現した場合は、助成対象外。

### 4 中途採用拡大コース（拡充）

- 中途採用拡大助成の生産性要件を支給要件から除外。
- 中途採用拡大助成の支給を受けた事業主のうち、一定期間経過後に生産性が向上した事業主に対して生産性向上助成として追加助成。

（生産性向上助成支給額）

助成区分	生産性向上助成額
中途採用率向上	1事業所あたり 25万円
45歳以上初採用	1事業所あたり 30万円

◆各コースの詳しい制度内容等については、厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
（雇用助成金さっぽろセンター6階） TEL:011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/)



## 生涯現役起業支援助成金について（北海道労働局）

これから起業を行う皆様、事業を開始して間もない法人事業主、個人事業主の皆様が活用できる助成金です。

### ●概要

#### 1. 雇用創出措置助成分

中高年齢者(40歳以上)の方が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員(中高年齢者等)の雇入れを行う際に要した、雇用創出にかかる費用の一部を助成します。

#### 2. 生産性向上助成分

雇用創出措置助成分の助成金の支給を受けた後、一定期間経過後に生産性が向上している場合に、別途生産性向上にかかる助成金を支給します。

### 雇用創出措置とは・・・

対象労働者(※)の雇入れに当たって事業主が行うことを求められる措置のなかで、募集や採用、教育訓練に関するものをいいます。

(※:計画期間内に新たに雇用保険の一般被保険者として雇入れられた人であり、かつ、継続して雇用することが確実な労働者として雇入れられた人)

### ●支給額

#### 1. 雇用創出措置助成分

起業時の年齢区分に応じて、計画期間内に生じた雇用創出に要した費用(※)の合計に、以下の助成率を乗じた額を支給します。

※費用ごとに上限額がありますので、詳しくは厚生労働省のホームページ等でご確認ください。

起業時の年齢区分	助成率	助成額の上限
起業者が高年齢者(60歳以上)の場合	2/3	200万円
起業者が上記以外の者(40歳～59歳)の場合	1/2	150万円

#### 2. 生産性向上助成分

「1. 雇用創出助成分」により支給された助成額の1/4の額を別途支給します。

※例:雇用創出措置助成分として100万円の助成金が支給されている場合には、その1/4の25万円が別途支給されません。

●以上は制度の概要であり、助成金を受けるためにはその他定められた支給要件を満たす必要があります。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

●厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000115906.html>

## 平成 30 年 7 月豪雨の災害に伴う雇用調整助成金の特例及び追加特例について

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

### ●概要

今般の平成 30 年 7 月豪雨の影響により事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が見込まれることから、厚生労働省では、平成 30 年 7 月豪雨に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、雇用調整を行わざるを得ない事業主に対して、平成 30 年 7 月 17 日及び平成 30 年 7 月 25 日に特例措置を講じました。

### ●特例の対象となる事業主

平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主(※平成 30 年 7 月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。)

### ●特例の内容

本特例は、休業等の初日が平成 30 年 7 月 5 日から平成 31 年 1 月 4 日までの間にある、上記特例の対象者となる事業主に対して適用する。

- ①休業を実施した場合の助成率を引き上げる(※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る)【中小企業:2/3から4/5へ】【大企業:1/2から2/3へ】
- ②支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長(※岐阜、京都、兵庫、鳥取、島根、岡山、広島、山口、愛媛、高知、福岡の各府県内の事業所に限る)
- ③新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が 6 か月未満の労働者についても助成対象とする。
- ④過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、
  - ア 前回の支給対象期間の満了日から 1 年を経過していなくても助成対象とする。
  - イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する。
- ⑤生産指標の確認期間を 3 か月から 1 か月へ短縮する。
- ⑥平成 30 年 7 月豪雨発生時に起業後 1 年未満の事業主についても助成対象とする。
- ⑦最近 3 か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする。

●問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用開発係  
(雇用助成金さっぽろセンター6階) TEL:011-788-2294

### ●厚生労働省ホームページ

平成 30 年 7 月豪雨の災害に伴う雇用調整助成金の特例について(平成 30 年 7 月 17 日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00372.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00372.html)

平成 30 年 7 月豪雨の災害に伴う雇用調整助成金の追加特例について(平成 30 年 7 月 25 日)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_00570.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00570.html)

## 戦略産業雇用創造プロジェクトに関する

### 「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」の特例支給（上乘せ）のご案内【更新】

（北海道）

官民が連携し、地域の産業振興と一体となって雇用創出する「地域産業雇用創造プロジェクト」に北海道の事業構想が採択され、国の補助を受け、良質で安定的な雇用の創出を推進しています。

道では、『食』と自動車・食関連機械を主体とした『ものづくり』、『健康長寿』分野のプロジェクト事業を実施する北海道産業雇用創造協議会を民間と協働で運営し、協議会の賛助会員として参画する事業主（指定された下記業種に限る。）が新たに設備投資を行い、所定期間内に3人以上を雇い入れ、支給要件を満たせば、北海道労働局の「地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）」に一人当たり50万円が上乘せ支給（第一回目の支給に限り）されます。

#### ◆概要

- ◇受付期限 平成31年3月29日(金)まで
- ◇対象地域 道内全域(同意雇用開発促進地域・過疎等雇用改善地域または特定有人国境離島等地域以外の地域を含む)
- ◇指定業種 『食』・自動車・食関連機械を主とした『ものづくり』・『健康長寿』分野に関連する次のもの

農業(※)、林業(※)、漁業(※)、水産養殖業(※)、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・同関連業、化学工業、プラスチック製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、その他の製造業、情報サービス業、飲食料品卸売業、学術・開発研究機関、保健衛生

<(※)地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく事業計画の認定を受けた食に関する6次産業化に取り組む事業者に限ります。>

#### ◆申込・問い合わせ先

（詳細はお問い合わせください。）

北海道産業雇用創造協議会

産業雇用創造プロジェクトチーム事務局（担当：内藤・竹中）

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁 雇用労政課内（本庁舎9階）

TEL：011-231-4111（内線 26-766） FAX：011-232-1038

#### ◆戦略産業雇用創造プロジェクトホームページ

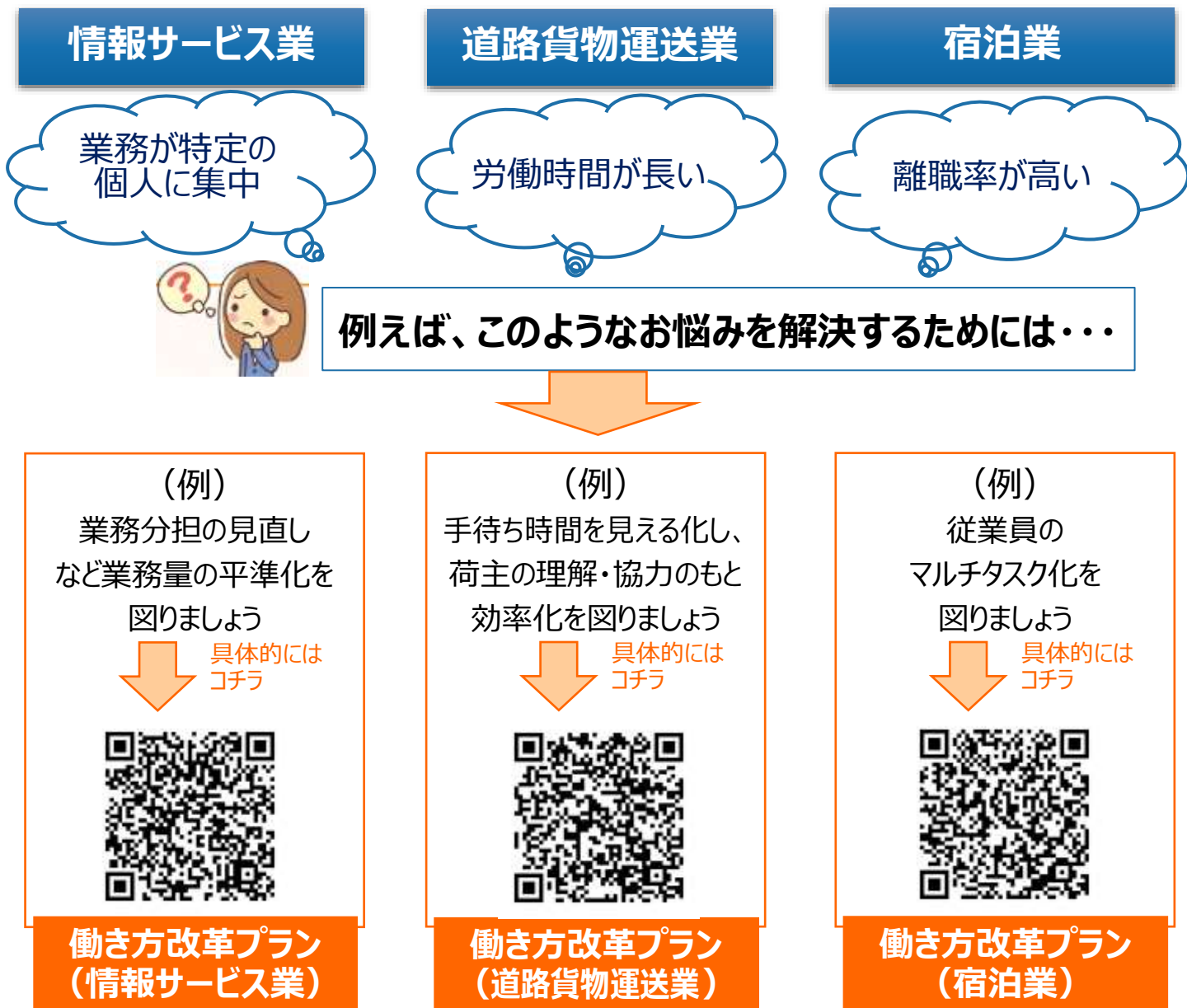
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/senryaku.htm>

## 「働き方改革プラン」の活用について

(北海道)

道では、人手不足が特に顕著な「情報サービス業」、「道路貨物運送業」、「宿泊業」の3業種について、事業主の方々が、働き方改革として取り組むべき具体的な項目やその目的、標準的な手法を示した「働き方改革プラン」を作成しました。

ぜひ、職場環境の整備、業務改革などを実践するための手引書としてご活用ください。



※ QRコードを読み取れない方は、ホームページをご覧ください。  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/rsf/kaikakuplan.htm>

◆ お問い合わせ先  
北海道経済部労働政策局雇用労政課 働き方改革推進室  
TEL 011-204-5354

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【更新】

(北海道)

道では、従業員の就業環境整備や労働生産性向上などに取り組む企業の方々の支援するため、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。是非、お気軽にご相談ください。

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方改革」に取り組む企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが**無料**で受けられます

■ **社会保険労務士・中小企業診断士が相談に対応します。**

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、従業員の就業環境の整備などの労働面のアドバイス、生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる相談窓口(無料)を常時設置しています。

■ **「働き方改革アドバイザー」が会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。**

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接会社を訪問し、実態に即したアドバイスを行います。(1法人につき3回まで)

■ **札幌以外でも相談できる「出張相談会」を開催！**

<< 9~10月の予定 >> ※相談対応者は「社会保険労務士」です

9月	会場	10月	会場
6日(木) 13:00~16:00	三井生命函館若松町ビル (函館市若松町 6-7)	11日(木) 13:00~16:00	三井生命函館若松町ビル (函館市若松町 6-7)
7日(金) 13:00~16:00	空知総合振興局 5階 第2会議室 (岩見沢市 8条西 5丁目)	12日(金) 13:00~16:00	宗谷総合振興局 2階 2号会議室 (稚内市末広 4丁目 2-27)
10日(月) 13:00~16:00	室蘭市中小企業センター (室蘭市東町 4-29-1)	15日(月) 13:00~16:00	室蘭市中小企業センター (室蘭市東町 4-29-1)
18日(火) 13:00~16:00	後志総合振興局 3階 1号会議室 (倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎)	17日(水) 13:00~16:00	帯広経済センタービル (帯広市西3条南9丁目)
19日(水) 13:00~16:00	帯広経済センタービル (帯広市西3条南9丁目)	24日(水) 13:00~16:00	道北経済センタービル (旭川市常盤通1丁目)
20日(木) 13:00~16:00	道北経済センタービル (旭川市常盤通1丁目)	25日(木) 13:00~16:00	オホーツク労働事務所 (北見市青葉町8番11号)
20日(木) 13:00~16:00	オホーツク労働事務所 (北見市青葉町8番11号)	26日(金) 13:00~16:00	根室振興局 1階 小会議室 (根室市常磐町3丁目28番地)
26日(水) 13:00~16:00	道東経済センタービル (釧路市大町1丁目1番1号)	29日(月) 13:00~16:00	道東経済センタービル (釧路市大町1丁目1番1号)
28日(金) 13:00~16:00	檜山振興局 2階 201会議室 (江差町字陣屋町 336-3)	詳細及び11月以降の予定については、センターまでお問い合わせください。 なお、参加を希望される方は、センターまで事前にご連絡ください。	

◆ 「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすために業務の効率化を図りたい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げたい
- ◇ 会社の風土改革と社員の意識改革を高めたい など



◆ ご利用方法

相談を希望される方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。また、メールやFAXによる相談も承っています。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内  
 TEL:0120-495-595(専用電話) Email:hatarakikatasien@doginsoken.jp FAX:011-206-1498  
 URL:http://www.lilac.co.jp/hataraki/ 午前9時~午後5時(土日祝日を除く)



## 中小企業大学校旭川校 10月～11月開講講座のご案内

### ～中小企業の人材育成をサポート～【更新】

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成30年10月～平成30年11月に開講する研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

#### No.18 管理者のためのマネジメント力強化講座

～管理者・リーダーとしての“総合力”をステップアップ！～

本研修では、管理者・リーダーに求められる役割を理解し、組織、業務、部下を主体的かつ効果的にマネジメントできる総合的な能力を身につけることを目指します。

##### ◆この研修のポイント

1. 管理者・リーダーとしての自らの職務を見直し、さらにステップアップしたい方におすすめの研修です。
2. 学んだことをロールプレイングなど多彩な演習を通じて、自ら体感することで、理解を深めることが出来ます。
3. インターバル期間を活かして、自身の業務を見直すことができるので一層効果が高まります。

◆研修期間 10月10日(水)～12日(金)、11月7日(水)～9日(金) 延べ6日間

◆研修時間 42時間

◆対象者 管理者、新任管理者（候補者）

◆受講料 58,000円(税込)

◆講師 SDSネットワーク 代表 渡辺 章二氏  
株式会社キャラウイト 代表取締役 中小企業診断士 上岡 実弥子氏

##### ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fdew.html>

#### No.19 管理者養成講座・キャリアアップ編

～今日から実践！現場のマネジメント力を高める行動改革～

本研修では、豊富な事例や演習・グループディスカッションを通じて、外部環境の変化を敏感に感じ取り、それに対応した経営方針や経営戦略を実行する上で必要となる管理者・リーダーとしての役割を理解したうえで、適切に遂行するための知識をベースとして、その役割を実践できるようになることを目的とします。

##### ◆この研修のポイント

1. 管理者・リーダーやその候補者に最適の研修です。
2. 管理者に求められる役割を、現場に即した行動として学び、意識改革と行動改革に繋げることを目指します。
3. 受講者からは「“気付く”事の大切さを知った」、「とても身になった」、「会社で学んだ内容を広めたい」、と好評の研修です。

◆研修期間 10月16日(火)～19日(金) 4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 管理者、新任管理者（候補者）

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 有限会社石田コンサルタントオフィス 代表取締役 石田 邦雄氏

##### ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fdhq.html>



## No.20 利益向上のためのコストダウンの進め方

～コストダウンが目に見える！現場での取り組みかた～

本研修では、製造現場をモデル化した教材を使い、原価計算とコストダウンのポイントを学び、自社のコストダウン活動を改善し、利益を向上させるための実践力を高めることを目的とします。

### ◆この研修のポイント

1. 製造原価を分析してコストダウンポイントを抽出し、コストダウン活動ができる能力を身につけます。
2. どのようなアクション(「誰が」「何を」「いくら下げるか」)をすればコストダウンを実現できるかを明らかにします。
3. コストダウンを通じた収益性向上につながります。

◆研修期間 10月24日(水)～26日(金) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 堀ロビジネスコンサルティング 代表 中小企業診断士 堀口 敬氏

### ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fdkk.html>

## No.21 目標を実現する 利益・資金計画の考え方と進め方

～PDCA で実現できる！計画的な利益とキャッシュフローの確保～

本研修では、利益と資金の違いを理解した上で、企業価値を高めるキャッシュフロー重視の利益計画や、それに密接に関わる資金計画の作り方を学びます。また、利益・資金計画をPDCAを回しながら継続的に改善できるようになることを目的とします。

### ◆この研修のポイント

1. 計画の作り方だけでなく、計画通りに進めるための管理手法(PDCA)が分かります。
2. 自社のデータを使うだけでなく、個別指導も受けられますので、実践的に学ぶことができます。
3. 演習では、講師が個別・丁寧にアドバイスをしますので、一人ひとりが自社に合った利益・資金計画を作れるようになります。

◆研修期間 11月12日(月)～13日(火)、12月10日(月)～11日(火) 延べ4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 経営者・経営幹部(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 太田光栄税理士事務所 所長 太田 光栄氏  
玉上税理士事務所 所長 玉上 昌浩氏  
経営相談所スリーエイチ 代表 江崎 泰将氏

### ◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fdne.html>



## No.22 社内を活性化する IT 活用

～使える IT の導入で実現できる、風通しの良い会社づくり～

本研修では、コミュニケーションの強化や組織の活性化を図り、社員の能力を最大限に引き出せる職場を作るためにすぐ使える IT 活用について、事例研究・ケース演習を交えて分かりやすく学びます。

### ◆この研修のポイント

1. 情報が見えるようになると、壁がなくなり組織が活性化することが、事例を通して具体的に見えてきます。
2. 組織活性化に向けた課題を抽出し、整理する機会になります。
3. 自社に合った組織活性化に有用な IT ツールの導入の進め方を実践的に学ぶことができます。

◆研修期間 11月15日(木)～16日(金) 2日間

◆研修時間 12時間

◆対象者 経営者、経営幹部（候補者）

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 ネットビジネス・テクノロジー 代表 中小企業診断士 大森 良夫氏  
[事例講師]株式会社 fonfun 代表取締役社長 林 和之

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fdq8.html>

## No.23 観光業のためのマネージャー養成講座

～最新事例に学ぶ！旅館・ホテル業の戦略とマネジメント～

本研修では、旅館・ホテル業界の売上・収益アップや新規国内需要の掘り起こし、インバウンド市場の取り込みなどにつながる顧客ニーズへの様々な対応策について「顧客の視点」で捉えるとともに、経営体質を改善・強化するための計数の見方を含むマネジメント考え方と手法を学びます。

### ◆この研修のポイント

1. 旅館・ホテルマネージャーに必要なマネジメント力の強化を図ります。
2. 事例を通じて、域外(海外)からの集客と生産性向上を図る戦略と対策を学びます。
3. 演習を通じて、経営体質改善のポイントと「顧客の視点」による対応策を学びます。
4. 事前ヒアリングにより個別相談時間を設け、対応策についてアドバイスいたします。

◆研修期間 11月19日(月)～21日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部・管理者、後継者（候補者）

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 株式会社一の湯 代表取締役社長(神奈川県箱根長) 小川 晴也氏  
宮公認会計士・税理士事務所 所長 宮 直史氏  
観光ビジネス総研 代表 刀根 浩志氏  
株式会社地球の歩き方 T&E 特別顧問 川端 祥司氏  
株式会社とと屋 女将(京都府京丹後市) 池田 香代子氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fdt2.html>

No.24 顧客からの信頼を高める品質管理の進め方

～QC7つ道具の徹底活用で実現する品質向上と不良率低減～

本研修では、品質不良による損失を低減することで利益に貢献するのみならず、顧客からの信頼を高める効果が期待できる、「品質を工程で作りこむ」と言われるQC(クオリティーコントロール)の考え方とその管理の進め方を学ぶとともに、自社の品質管理における課題を検討します。

◆この研修のポイント

1. 「品質は工程で作りこむ」と言われるQCの考え方や、QC7つ道具等の手法を学ぶことができます。
2. QC7つ道具を活用して実務で品質改善できる能力を身につけます。
3. 製品の不良率を低減させ品質を向上させることで、利益に貢献するだけでなく、顧客からの信頼アップを目指します。

◆研修期間 11月26日(月)～28日(水) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 PQMコンサルティング 代表 増田 信一氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/fr94k000000fdvw.html>

◆◇ ご案内 ◆◇

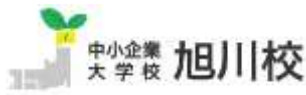
各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>





## 中小企業大学校旭川校 10月開講校外研修のご案内

～中小企業の人材育成をサポート～ **【更新】**

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成30年10月に開講する校外研修の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧ください、ぜひ、受講をご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

### 校外研修

未来幹部育成ゼミナール(砂川・稚内・根室)  
～わが社の将来ビジョンとアクションプラン～

本研修では、自社分析実習、事例研究、グループディスカッションを通じて、将来ビジョンとアクションプランの方向性を定めていきます。

#### ◆このゼミナール（自社課題研究）のステップ

1. 自社の現状把握及び課題の抽出
2. 研究テーマの設定及び方策の検討
3. 研究テーマ達成のための計画策定
4. 研究成果のプレゼンテーション・評価

#### ◆開催場所 実施日

砂川会場 砂川地域交流センターゆう ミニホール(砂川市東3条北2丁目3-3)

第1回 10月11日(木) 13:00～17:30 第2回 10月30日(火) 13:00～17:30

第3回 11月15日(木) 13:00～17:30 第4回 11月22日(木) 13:00～17:30

詳細は <http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k000000fer2.html>

稚内会場 稚内信用金庫東支店 2階ホール(稚内市潮見2丁目1-31)

第1回 10月12日(金) 10:00～15:30 第2回 11月16日(金) 13:30～18:00

第3回 12月12日(水) 13:30～18:00 第4回 1月21日(月) 10:00～15:30

詳細は <http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k0000016xry.html>

根室会場 大地みらい信用金庫本店 5階大会議室(根室市梅ヶ枝町3丁目15)

第1回 10月19日(金) 13:30～18:00 第2回 10月20日(土) 9:30～15:00

第3回 11月23日(金) 13:30～18:00 第4回 11月24日(土) 9:30～15:00

詳細は <http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/training/sme/2018/frr94k0000016xyg.html>

◆研修時間 全4回、延べ18時間

◆対象者 経営幹部・後継者(候補者)

◆受講料 28,000円(税込)

◆講師 砂川・稚内会場

ビジネス・コア・コンサルティング 代表 坂本 篤彦 氏

根室会場

中小企業診断士 藤川 惣二 氏

小規模事業者向けセミナー2018 in 伊達  
小規模事業者のための“農業で儲ける経営”講座  
～脱・どんぶり勘定のすすめ～

参加料無料

◆セミナーのねらい

経営者として必ず確保しなければならないのが所得(利益)です。しかし、近年の資材高騰等の影響により、道内農業者の多くが、思うように確保できない現状にあります。このセミナーでは、農業経営に精通したスペシャリストを講師に迎え、農業で儲ける経営の仕組みを理解するとともに、経営計画作成の進め方について学びます。

- ◆日時： 10月17日(水) 18時～20時30分
- ◆会場： 伊達信用金庫本店 コスモホール  
(伊達市梅本町39番地)
- ◆定員： 20名
- ◆参加料： 無料
- ◆対象者： 小規模事業者、農業者等
- ◆講師 辻コンサルティングオフィス 代表 中小企業診断士 辻 亨氏  
西野光則税理士事務所 所長 西野 光則氏

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。  
詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。  
中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/institute/asahikawa/index.html>



第9回「キャリア教育アワード」及び第8回「キャリア教育推進連携表彰」  
の公募を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省では、7月2日から「キャリア教育アワード」及び「キャリア教育推進連携表彰」の公募を開始しました。

「キャリア教育アワード」は、企業や経済団体等による優れたキャリア教育の取組を表彰します。また、「キャリア教育推進連携表彰」は、文部科学省と共同で、教育関係者と行政、地域や企業、経済団体等が連携して行う優れたキャリア教育の取組を表彰します。

◆応募対象

＜キャリア教育アワード＞

小学校から大学・大学院段階までの子ども・若者向けにキャリア教育に取り組む企業・経済団体等及び専門的な知識、経験に基づいたキャリア教育プログラムやマッチングサービス等を提供するコーディネート機関

＜キャリア教育推進連携表彰＞

学校を中心に、学校関係者(学校や教育委員会等)と、行政(首長部局等)や地域・社会(NPO 法人や PTA 団体等)、産業界の関係者(経済団体や企業等)が連携・協働して行う取組の実施主体の団体

◆応募方法

応募方法等詳細については、以下のウェブサイトをご覧ください。

キャリア教育アワード

【URL】 [http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award\\_entry.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/award_entry.html)

キャリア教育推進連携表彰

【URL】 [http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/cooperation\\_entry.html](http://www.meti.go.jp/policy/economy/jinzai/career-education/cooperation_entry.html)

募集締切：10月19日(金)

◆応募方法

経済産業政策局 産業人材政策室

担当者：川浦、上浜

TEL:03-3501-1511(内線 2671~4)

TEL:03-3501-2259(直通)

FAX:03-3501-0382

## 「生産性向上支援訓練」のご案内

(北海道、労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

「生産性向上支援訓練」は、企業や事業主団体の生産性を向上するための職業訓練で、北海道、北海道労働局、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の三者で締結した「北海道労働政策協定」に基づき実施するものです。

訓練は、全国のポリテクセンターに設置した生産性向上人材育成支援センター(生産性センター)が、専門的な知見やノウハウを持つ民間機関等に委託し、企業・団体の課題やニーズにあわせて実施します。

さまざまな内容・分野の幅広い職務階層の方を対象としたカリキュラムで従業員の生産性向上をお手伝いします。

### ◆ 生産性向上支援訓練のポイント

#### ① 訓練を受講して生産性アップ!

生産性向上のために必要な課題解決や現場力強化につながる様々なカリキュラムをご用意しています。カリキュラムは、課題・ニーズにあわせて内容をカスタマイズできます。

#### ② オーダーメイドで訓練を実施!

日程や訓練会場などのご要望にあわせて、生産性センターが訓練をコーディネートします。

訓練時間は6～30時間の範囲内で、ご要望にあわせて設定できます。

※平成30年4月開講コースから、6～11時間の短時間コースも設定できるようになりました。

#### ③ 受講しやすい料金

受講料は1人当たり3,000円～6,000円(税別)

さらに、生産性向上支援訓練を従業員に受講させた事業主は、人材開発支援助成金を利用して経費及び賃金の助成を受けることができます。

※助成金の受給には、一定の要件(訓練対象者の職務と訓練内容の関連が認められること。10時間以上の訓練であること等)を満たす必要があります。

### ◆ ご利用までの流れ

#### ① ご連絡

まずは、生産性センターへご相談ください。その後、打ち合わせに向けた日程調整を行います。

#### ② プラン作成に向けた相談

相談は、企業訪問等により行います。

(人材育成に関するヒアリング、課題や方策の整理、カリキュラムモデル等の提示、など)

#### ③ 訓練コースのコーディネート

企業の抱える課題やニーズに応じた訓練コースをご提案します。

#### ④ 受講申込・訓練の受講

期限内に受講申込書を提出し、受講料をお支払いの上、訓練を受講してください。

※期限内に受講料の支払いがない場合は訓練を受講することができません。

問い合わせ先：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

ポリテクセンター北海道 生産性向上人材育成支援センター(担当：大橋、山岸)

〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1丁目4番1号

TEL:011-640-8828(専用電話) FAX:011-640-8958 Email:hokkaido-seisan@jeed.or.jp

## 能力開発セミナー（10～12月開講予定）のご案内【更新】

（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び北海道障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

10-12月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実施時期		訓練期間		定員
				内	外	昼	夜			日数	時間	
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	OA事務科	Excel(初級+実践)	名寄市		○		○	H30.10.22	H30.10.26	5	15	15
	木造建築科	施工法	旭川市		○	○		H30.12.1	H30.12.2	2	14	10
北見高等技術専門学院 0157-33-4436	観光ビジネス科	観光知識・観光英会話	遠軽町		○	○		H30.10.4	H30.10.25	4	16	15
帯広高等技術専門学院 0155-37-6975	経理事務科	建設簿記概論	帯広市	○			○	H30.10.2	H30.10.30	10	20	20
	電気工事科Ⅱ	電気工事応用	帯広市	○			○	H30.11.13	H30.11.29	7	14	20
釧路高等技術専門学院 0154-57-8016	情報処理科	SNS基本講座	釧路市	○			○	H30.10中旬	H30.12中旬	15	30	10
北海道障害者職業能力開発校 0125-52-2774	コミュニケーション技術科Ⅱ（手話通訳対応）	コミュニケーションスキルアップ応用	札幌市		○		○	H30.10.10	H30.11.14	6	12	10
	コミュニケーション技術科Ⅱ	コミュニケーションスキルアップ応用	旭川市		○		○	H30.10.23	H30.11.9	6	12	10



## 北海道技能評価認定制度について

(北海道)

技能評価認定制度とは、国家検定である技能検定で実施していない職種・作業について、事業主または事業主の団体等が独自に技能評価(社内検定等)を行う場合に、一定の条件を満たしたものを申請に基づき道が認定する制度です。

この制度により、様々な分野での人材育成・技能向上を図るとともに、技能者の社会的、経済的地位の向上につながることを期待しています。

### ◆認定の範囲

- ・北海道内に住所を有する事業主または事業主の団体等が行うもの
- ・技能者及び技能的職種に従事しているものを対象とした技能評価

### ◆平成 30 年度の申請受付期間

平成 30 年 7 月 2 日(月)～平成 30 年 10 月 31 日(水)

※申請前に事前に道にご相談ください。

### ◆認定の要件

- ・従業員の有する職業に必要な技能及び知識について行われるものであること。
- ・直接営利を目的としないこと。
- ・定期的(原則として年 1 回以上)に実施されること。
- ・技能評価の評価基準が、明確かつ適切であること。
- ・実施方法が公平であること。

### ◆認定のメリット

- ①・技能の見える化・標準化
  - ・知識や技能・技術の向上
  - ・若手従業員の定着・新入社員の採用
  - 企業や団体内における技能水準の統一的な向上や職場の活性化が図れる
- ②・業界内での地位向上・差異化
  - ・顧客の評価
  - 社内で行う技能評価に社会的な信頼性や客観性を持たせることが可能
- ③・従業員のモチベーションアップ
  - 合格書に知事の証明が受けられる
- ④・社内の技能評価の権威づけ
  - 「北海道認定技能評価」の表示が可能

### ◆制度の概要など

制度の概要、認定要綱等はウェブページをご覧ください。

【URL】<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/shanaikentei.htm>

### ◆申請・問い合わせ先

北海道経済部労働政策局人材育成課産業人材グループ

TEL:011-204-5357(内線 26-524)

FAX:011-232-1044

E-mail:[keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:keizai.jinzai1@pref.hokkaido.lg.jp)

**モバイルバッテリーの販売が出来なくなります（電気用品安全法）  
～ 余裕を持ってご相談ください 経過措置期間 2019. 1. 31 まで ～**

（北海道経済産業局）

経済産業省では、平成 30 年 2 月 1 日付けで「電気用品の範囲等の解釈について（通達）」を改正し、ポータブルリチウムイオン蓄電池（いわゆるモバイルバッテリー）を電気用品安全法の規制対象としました。

なお、1 年間の経過措置期間を設定していますが、期間終了後（平成 31 年 2 月 1 日から）は、技術基準等を満たしていない当該製品の製造・輸入及び一切の販売が出来なくなります。手続等には相応の時間を要しますので、余裕を持って準備してください。

◆**新たに規制対象となる製品**

以下の条件全てに該当する製品が規制の対象になります。

- ・主たる用途が電子機器類の外付け電源として用いられるもの。
- ・リチウムイオン蓄電池（リチウムポリマー電池を含む）が組み込まれた、モバイルバッテリー。
- ・内蔵する単電池 1 個当たりの体積エネルギー密度が 400Wh/L（ワット時毎リットル）以上の製品。

◆**対応が必要となる者**

規制対象となるモバイルバッテリーの「製造者・輸入者・販売者」です。

自身での使用を除き、当該製品を「製造又は輸入する者」は、業種や販売方法、個人・法人を問わず手続が必要です。また、法第 27 条（販売の制限）では、「販売する者」に対しても、PSE マーク等の表示が無い製品を販売又は販売の目的で陳列することを禁止しています。）

◆**事業者の義務**

「製造又は輸入する者」は、単に書類を提出するだけではなく、技術基準への適合確認や完成品の全数検査などが必要です。

既に PSE マークの表示がある製品でも、国内の事業者名の表示が無い場合、改めて手続が必要です。「販売する者」は注意してください。

◆**経過措置期間**

今回の規制対象化にあたり、モバイルバッテリーの製造・輸入事業者には、技術基準に適合していることの確認や、完成品検査及び記録の保存などが義務付けられます。

また、販売事業者には PSE マーク等が付された製品の販売が義務付けられることなどから、市場への影響を考慮し、1 年間の経過措置期間（対応準備期間）を設定しています。

当該期間の終了後は、たとえ在庫品であっても、技術基準等を満たしていない製品は製造・輸入及び一切の販売ができません。

製造・輸入事業者から当該期間中に規制対象製品を購入される販売事業者も注意が必要です。

**経過措置期間：平成 30 年 2 月 1 日～平成 31 年 1 月 31 日**

本件の詳細は、以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokih/mobilebattery/index.htm>

◆**問合わせ先**（同法の対象となるか判断がつかない場合は、こちらまで）

経済産業省北海道経済産業局 産業部 消費経済課 製品安全室

TEL:011-709-2311(内線:2612)

FAX:011-736-9627

E-mail:[hokkaido-seihinanzen@meti.go.jp](mailto:hokkaido-seihinanzen@meti.go.jp)

**人材確保と経営力強化に取り組む企業を応援します**  
**【北海道ビジネスサポート・ハローワーク】のご案内について【更新】**  
 (北海道)

北海道ビジネスサポート・ハローワークは、人材の確保・育成や、生産性の向上、経営力の強化などの課題に対応しようとする中小企業の皆様、および新規に創業をお考えの皆様へのサービスを、ワンストップで提供する北海道と北海道労働局が共同で運営する施設です。

ぜひお気軽にご相談ください。



◆サービス内容

- ・企業の在職者訓練に係る案内・相談、求人コンサルティング
- ・助成金に関する案内相談、助成金セミナーの開催
- ・経営相談(同一フロアの北海道中小企業総合支援センターが対応)

◆センター概要

営業時間:9:30~17:00(土日祝日休)

場所:札幌市中央区北1条西2丁目2

北海道経済センタービル 9F (北海道中小企業総合支援センターと同一フロアです)

TEL:011-200-1622 FAX:011-281-2351

利用料:無料

◆10月の事務所向けセミナー

・各種助成金の活用

①「キャリアアップ助成金」	10/9(火)	14:00~16:00
②「人材開発支援助成金」(旧キャリア形成促進助成金)	10/16(火)	14:00~15:30
③「特定求職者雇用開発助成金」、「トライアル雇用助成金」	10/23(火)	14:00~16:00
④「人材確保等支援助成金」(旧職場定着支援助成金)	10/30(火)	14:00~15:30

\*上記①、③は 90 分のセミナーの後、高齢・障害・求職者支援機構の職員から「65 歳超雇用推進助成金」の説明があります。(30 分)

・雇用保険関係セミナー

①「雇用保険事務手続きセミナー」	10/11(木)	14:00~16:00
②「電子申請活用セミナー」	10/18(木)	14:00~15:30
③「雇用継続給付セミナー」	10/25(木)	14:00~16:00

\*上記①、③は 90 分のセミナーの後、雇用管理改善セミナーがあります。

・セミナー会場は、北海道ビジネスサポート・ハローワークです。

★セミナー詳細、申込については以下の HP をご覧ください。

[https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/\\_93897.htm](https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-hellowork/list/sapporo/shisetsu/_93897.htm)

平成30年度「プロフェッショナル人材活用セミナー」 in 札幌の開催【新規】

(公益財団法人北海道中小企業総合支援センター)

(公財)北海道中小企業総合支援センターでは、北海道から「プロフェッショナル人材センター運営事業」を受託し、「北海道プロフェッショナル人材センター」を設置して、新たな商品・サービスの開発、その販路の開拓や生産性の向上などの取組を通じて企業の成長戦略の具現化をリード又はサポートするプロフェッショナル人材の活用を促し、その採用を支援しています。その一環として、プロフェッショナル人材の活用による道内中小企業の経営改善の意欲の喚起を図るため、プロフェッショナル人材活用成功事例の紹介等を内容とするセミナーを開催します。

○日 時

平成30年10月3日(水)14:00～16:30

○会 場

ニューオオタニイン札幌2階「鶴の間(西中)」(札幌市中央区北2条西1丁目1-1)

○対象者

道内企業、支援機関、商工団体、金融機関ほか／定員:先着100名 参加費:無料

○内 容

**基調講演「人材争奪戦をリードするための変わる企業の採用戦略」**

講師：藤井 薫 氏 (株式会社リクルートキャリア広報部 リクナビNEXT 編集長)

**事例発表「プロ人材・外部人材を活用した企業の活用事例報告」**

講師：藤井 幸一 氏 (サンマルコ食品株式会社 代表取締役社長)

詳細はホームページをご覧ください。

<https://pro-jinzai-hokkaido.jp/2018/09/05/sapporo2018/>

○申込方法

北海道プロフェッショナル人材センターのホームページ(<https://pro-jinzai-hokkaido.jp/>)より「参加申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、メールまたはFAXでお申し込みください。

○申込期限

平成30年10月1日(月)

○問い合わせ先

北海道プロフェッショナル人材センター 堀、熊田

〒060-0001 札幌市中央区北1条西2丁目 経済センタービル9階

(北海道中小企業総合支援センター内)

TEL 011-232-2002 FAX 011-232-2011 E-mail pro-jinzai@hsc.or.jp

**「北海道食品産業発展セミナー」参加者募集します【新規】**

(北海道)

食品産業のクラスター活動において全国レベルの高い知見と経験を有する講師及び事業経営に係るリスク対策の専門家をお招きして「北海道食品産業発展セミナー」を開催することとなりました。

この機会に、食品に関係する幅広い業種に携わる方々には是非ご参加いただき、御社の業務に活かしていただくと共に、道内各地域の食産業に携わる皆様と一丸となって北海道の食産業全体のステップアップを図りたいと思っておりますので、皆様のご参加をお待ちしております。

◆**セミナー概要**

日 時:平成30年10月5日(金)14:00~17:00

場 所:かでの2・7 820会議室(札幌市中央区北2条西7丁目)

定 員:100名程度※申込みが定員を超えた場合は先着順となりますので、ご了承ください。

参 加 費:無料

主 催:一般社団法人北海道食品産業協議会、北海道

◆**申込先**

プログラムの内容は以下のウェブサイトからご覧ください。

【URL】 <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/hokkaidoshokuhinsangyouhatten.htm>

申込につきましては、ウェブサイト上のチラシ裏の申込書をFAXもしくは電子メールにてお送りください。

申込締切:平成30年9月28日(金)

※お急ぎの場合は食関連産業室までご相談ください。

◆**問合わせ先**

北海道経済部食関連産業室

TEL:011-231-4111(内線:26-816)

FAX:011-232-8860

E-mail:[shokusan@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:shokusan@pref.hokkaido.lg.jp)

**若手社員向け研修会「コミュニケーションアップセミナー」**  
**管理職向けセミナー「若手社員職場定着セミナー」**  
**就職活動前に地域の企業を広く知るための企業展示会「じもと×しごと発見フェア」を開催します。【更新】**  
 (北海道)

多くの地域で人口減少が進み、労働力不足が深刻さを増す中、力強い本道経済の構築のためには、経済活動を支える人材の確保が重要な課題と認識しております。

このため北海道では、若者の職場定着に向け、おおむね学卒後3年以内の若手社員を対象とした「コミュニケーションアップセミナー」、離職問題の意識啓発と職場定着向上の取組の促進を目的として、企業の人事担当者や管理職の方が対象となる「若手社員職場定着セミナー」、地域の企業や仕事を広く知ってもらうために 自社製品の展示や業務の実演、体験を交え、地域の企業の魅力や仕事内容をわかりやすく紹介することを目的に、地域の就活前の高校生を対象とした、「じもと×しごと発見フェア」を道内各地で開催する予定です。

今のところの開催予定は次のとおりです。出展についてご興味のある方はお問い合わせください。

◆今後の開催予定(日程等決定次第順次お知らせします)

1. 若手社員向け研修会「コミュニケーションアップセミナー」

開催場所	日 時
新ひだか町地域交流センター (新ひだか町静内御幸町 2 丁目 1-40)	10 月 2 日(火) 13:30~15:30
函館コミュニティプラザGスクエア(函館市本町 24 番 1 号)	10 月 5 日(金) 13:30~15:30
留萌産業会館(留萌市綿町 1 丁目 1-15)	10 月 16 日(火) 13:30~15:30
旭川市民文化会館(旭川市 7 城通 9 丁目)	10 月 23 日(火) 13:30~15:30

2. 管理職向けセミナー「若手社員職場定着セミナー」

開催場所	日 時
新ひだか町地域交流センター (新ひだか町静内御幸町 2 丁目 1-40)	10 月 2 日(火) 13:30~15:30
函館コミュニティプラザGスクエア(函館市本町 24 番 1 号)	10 月 5 日(金) 13:30~15:30
留萌産業会館(留萌市綿町 1 丁目 1-15)	10 月 16 日(火) 13:30~15:30
旭川市民文化会館(旭川市 7 城通 9 丁目)	10 月 23 日(火) 13:30~15:30

3. じもと×しごと発見フェア

開催場所	日 時
ホテル黒部(2 階 藤の間) 北見市北 7 条西 1 丁目 1 番地	10 月 30 日(火)14:00~16:30

◆問い合わせ先

北海道経済部労働政策局雇用労政課就業支援グループ TEL011-204-5099(直通)



「労働セミナー」（上川、渡島、十勝、釧路）のご案内【更新】

（北海道）

道では、上川、渡島、十勝、釧路の 4 地域において、企業経営者、人事労務ご担当者、労働者の方などを対象とした労働セミナーを開催します。

本道では、全国を上回るペースで人口減少や少子高齢化が進行し、人手不足の一層の深刻化により地域産業の停滞が懸念され、また、すべての人々がいきいきと働くためには、ワーク・ライフ・バランスの実現も求められています。

このため、生産性の向上、多様な人材の活躍や就業環境の改善による、「働き方改革」を進めることが、企業等において重要な課題となっています。

このたび、経営者、労働者双方に「働き方改革」について理解を深めていただけるよう、各地域で活躍する「ほっかいどう働き方改革アドバイザー」を講師に、労働者がいきいきと働き、安心して活躍できる職場環境づくりに向けて、どのように「働き方改革」を進めていくべきかなどについて事例の紹介も含めて、わかりやすく解説するセミナーを開催します。是非、ご参加ください。

◆ 開催日時・場所・テーマ・講師

開催日時	場 所	テ ー マ	講 師
9/21(金) 13:30～15:30	まなぼつと弊舞 705 号、706 号 (釧路市弊舞町 4 番 28 号)	働き方改革時代、はたらく人の 幸せと会社の発展のこと	特定社会保険労務士 池田 一己 氏
10/1(月) 13:30～15:30	渡島総合振興局 合同庁舎 3 階西棟 講堂 (函館市美原 4 丁目 6-16)	小さな職場の働き方改革	中小企業診断士 大岩 佳弘 氏
10/23(火) 13:30～15:30	十勝総合振興局 4 階 AB 会議室 (帯広市東 3 条南 3 丁目)	同一労働同一賃金の衝撃	特定社会保険労務士 嶋谷 耕治 氏
11/19(月) 13:30～15:30	上川総合振興局 204 号会議室 (旭川市永山 6 条 19 丁目)	職場風土カイゼンと働き方改 革について	中小企業診断士 小野 司 氏

(※) 講師は、ほっかいどう働き方改革支援センターのアドバイザー

◆ 対 象

企業経営者、人事労務ご担当者、労働者の方など

◆ 募集人数

各 30 名

◆ 受講料

無料

◆ 主催・共催・後援

主催：北海道 共催：各地域雇用ネットワーク会議

後援：連合北海道、北海道経済連合会、(株)北洋銀行、(株)北海道銀行

◆ お申込・お問い合わせ先

下記まで、お電話または E-mail にてご連絡ください。

ほっかいどう働き方改革支援センター（担当：花田）

TEL：011-206-1495

E-mail：hatarakikatasien@doginsoken.jp



地域経済分析システム（RESAS：リーサス）を活用した「地方創生☆政策アイデアコンテスト2018」を開催します

（北海道経済産業局）

内閣府では、RESAS を活用して地域を分析し、地域を元気にするような政策アイデアを広く募集する「地方創生☆政策アイデアコンテスト2018」を開催します。

北海道経済産業局では RESAS 普及を図るとともに、道内各地域の魅力向上に繋がるアイデアを創出するため、同コンテストへの応募促進や応募者への RESAS 活用のサポートを行います。

◆募集概要

地域の現状・課題について、RESAS を活用して分析し、解決策となるような政策アイデアをご提案ください。

【募集期間】平成30年7月17日(火)～10月10日(水)

【募集部門】「高校生・中学生以下の部」・「大学生以上一般の部」

※複数人のグループや学校、クラス単位での応募可能

◆応募方法

応募方法、募集要項等コンテストの詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<https://contest.resas-portal.go.jp/2018/>

応募締切:平成30年10月10日(水)

◆問合わせ先

地方創生☆政策アイデアコンテスト2018 事務局

TEL:03-5574-8499(直通)

FAX:011-726-7474

E-mail:[resas2018-info@daiko.co.jp](mailto:resas2018-info@daiko.co.jp)

## 平成 30 年度「わたしたちの暮らしとエネルギー」かべ新聞コンテストの募集を開始しました

(北海道経済産業局)

経済産業省資源エネルギー庁では、平成 30 年度「わたしたちの暮らしとエネルギー」かべ新聞コンテストの募集を開始しました。

本事業は、小学生のエネルギー問題に対する関心と当事者意識を喚起するとともに、学校や家庭・地域における実践行動を促すことを目的に実施し、優秀な作品に対して表彰を行います。

### ◆募集概要

「わたしたちの暮らしとエネルギー」をテーマとして、エネルギーについて調査・取材したことを、かべ新聞の形式でまとめたものとする。

【対象】小学校 4～6 年生の 2 名以上のグループ

### ◆表彰内容

最優秀賞(2 作品)、特別賞(6 作品)、優秀賞(12 作品)、入賞(20 作品)

### ◆スケジュール

最終審査:平成 31 年 1 月中旬

表彰式:平成 31 年 3 月上旬

※最優秀賞・特別賞の作品を作成した児童を表彰式に招待します。(1 作品につき児童 2 名、引率大人 1 名)

### ◆応募方法

応募方法、募集要項等の詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.energy-modelschool.jp/kabeshinbun/>

申込締切:平成 30 年 10 月 12 日(金)当日消印有効

### ◆問い合わせ先

(株)朝日広告社 エネルギー教育推進事務局

〒108-0073 東京都港区三田 4-1-4 城南ビルディング 4 階 (株)TITLE 内

TEL:03-5439-6636

FAX:03-5730-3156

E-mail:[energy@title-inc.jp](mailto:energy@title-inc.jp)

平成 30 年度「北国の省エネ・新エネ大賞」を募集します【新規】

(北海道経済産業局)

経済産業省北海道経済産業局では、平成 30 年度「北国の省エネ・新エネ大賞(北海道経済産業局長表彰)」を 10 月 31 日(水)まで募集します。

資源の少ない日本で、省エネルギーや新エネルギー利用の取組が今後ますます重要となる中、表彰を受けることで、企業や団体の価値の向上に役立ちます。

今年度から、省エネルギーや新エネルギーに関する技術や製品等の開発・製造について、市場展開前の取組も対象としています。

◆**表彰の対象**(省エネルギーと新エネルギーの複合型でも応募可能です。)

- ・省エネルギーの取組又は新エネルギーの活用により、エネルギーの有効利用を行った者
- ・省エネルギー又は新エネルギーに関する技術・製品(サービスを含む)を開発・製造した者
- ・省エネルギー又は新エネルギーの普及・啓発を行った者(事業として行った者を含む)

◆**応募方法**

応募要領等、詳細は以下のウェブサイトをご覧ください。

【URL】 <http://www.hkd.meti.go.jp/hokne/20180907/index.htm>

申込締切:平成 30 年 10 月 31 日(水)17:00 必着

◆**提出・問い合わせ先**

〒060-0808 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目札幌第 1 合同庁舎 4 階

TEL:011-709-2311(内線 2635、2636)

FAX:011-726-7474

E-mail:[hokkaido-energy@meti.go.jp](mailto:hokkaido-energy@meti.go.jp)

## 公共施設の見学を取り入れたツアーを催行してみませんか

～「公共施設見学ツアー」を企画していただく旅行会社や各種団体を募集しています～【更新】

(北海道開発局)

北海道開発局では、ダムや道路、港湾などの公共施設の役割や重要性について、より多くの皆さまに知っていただくとともに、観光産業の振興や地域の活性化を目的として、平成 25 年度から「公共施設見学ツアー」の取組を行っています。現在、平成 30 年度においてツアーを企画・催行していただける旅行会社等を募集しています。

募集型ツアー、受注型ツアー(修学旅行、社員旅行、町内会旅行等)を問わず、公共施設の見学を取り入れたツアーの企画について、是非ご検討ください。

- ◆**取組概要**：北海道内各地のダムや道路、港湾など、「公共施設見学ツアー」対象施設の見学を取り入れた旅行商品(ツアー)を企画・催行いただきます。  
施設見学の際は、北海道開発局の職員が施設を案内し、施設の役割等について解説します。また、ダム等の施設で、普段は公開していないエリアをご覧ください。(無償対応)
- ◆**申込方法**：「公共施設見学ツアー」の企画を希望される場合は、当局ホームページにある応募要領等をご覧ください。下記「公共施設見学ツアー」総合窓口までお申し込みください。
- ◆**応募要領**：応募要領等詳細については、北海道開発局「公共施設見学ツアー」のページをご覧ください。  
<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/chousei/u23dsn0000001f6f.html>
- ◆**対象施設**：「公共施設見学ツアー」の対象施設は以下のとおりです。(網掛けは募集を終了した施設)

### 《道央地区》

石狩地区地域防災施設(川の博物館)(石狩市)、石狩川下流当別自然再生地(当別町)、夕張川新水路と石狩川下流幌向自然再生地(南幌町)、千歳川遊水地群(舞鶴遊水地)(長沼町)、滝川地区地域防災施設(川の科学館)(滝川市)、砂川遊水地(砂川市)、樽前山砂防施設(苫小牧市)、新桂沢ダム(嵩上工事)(三笠市)、夕張シューパロダム(夕張市)、豊平峡ダム(札幌市)、定山溪ダム(札幌市)、滝里ダム(芦別市)、漁川ダム(恵庭市)、国道 37 号白鳥大橋(室蘭市)、小樽港(みなとの資料コーナー)(小樽市)、苫小牧港(苫小牧市・厚真町)、北海幹線用水路関連施設群(赤平市ほか)、石狩川頭首工関連施設群(月形町ほか)、古平漁港衛生管理型施設(古平町・積丹町)、追直漁港(沖合人工島)(室蘭市)

### 《道南地区》

美利河ダム(今金町)、国道 5 号赤松街道(七飯町)、国道 228 号函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路工事(渡島トンネル)(北斗市ほか)、北海道縦貫自動車道 七飯大沼工事(大沼トンネル)(七飯町)、函館港(クルーズ船対応岸壁工事)(函館市)、函館漁港(船入潤防波堤)(函館市)

### 《道北地区》

十勝岳火山砂防情報センターと青い池(美瑛町)、金山ダム(南富良野町)、大雪ダム(上川町)、忠別ダム(東川町)、岩尾内ダム(士別市)、留萌ダム(留萌市)、国道 40 号旭橋(旭川市)、稚内港(北防波堤ドーム)(稚内市)、苫前漁港衛生管理型施設(苫前町)、仙法市漁港衛生管理型施設(利尻町)

### 《道東地区》

釧路湿原旧川復元茅沼地区(標茶町)、千代田新水路(幕別町)、十勝ダム(新得町)、札内川ダム(中札内村)、鹿ノ子ダム(置戸町)、国道 273 号三国峠(上士幌町)、国道 334 号知床横断道路(斜里町)、国道 334 号知床横断道路(羅臼町)、釧路港(国際バルク戦略港湾)(釧路市)、羅臼漁港衛生管理型施設(羅臼町)

- ◆**問い合わせ先**：「公共施設見学ツアー」総合窓口 北海道開発局開発監理部開発調整課  
公共施設見学ツアー担当 TEL(011)709-2311(内線 5477)

### 【見学施設の例】



苫小牧港 (東港区)



白鳥大橋からの眺め



新桂沢ダム (嵩上工事)



滝里ダム (監査廊)

オール北海道で外国人ドライブ観光を促進する新たな枠組みを構築！  
～北海道ドライブ観光促進プラットフォームを設立・参加機関を公募～ **【更新】**

(北海道開発局)

- 北海道開発局は、昨年度、株式会社ナビタイムジャパン(本社:東京都港区)を協働実施者として、同社が開発・運営するスマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」を活用し社会実験を実施しました。この社会実験により把握したデータから、外国人ドライブ観光を促進することで、外国人観光客を道内地方部へ誘導できる可能性があることがわかりました。このことを踏まえ、北海道開発局と株式会社ナビタイムジャパンは本年4月に協定を締結し、外国人観光客の移動経路等データの継続的な把握に取り組んでいます。
- これらのデータを地方公共団体や観光関係団体等と共有することにより、オール北海道で外国人ドライブ観光を促進するため、新たな枠組みとして、「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」を設立しました(平成30年6月28日)。
- 現在、このプラットフォームに参加いただける地方公共団体・観光関係団体等を募集しております。詳細は以下を参照いただければと存じます。

◆プラットフォーム概要

- (1) 名 称:「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」
- (2) 事 務 局:国土交通省北海道開発局開発監理部開発連携推進課
- (3) 目 的:(株)ナビタイムジャパンが運営するスマートフォン用アプリケーション「Drive Hokkaido!」から得られる外国人観光客のデータを共有し有効に活用することで、北海道における外国人ドライブ観光の促進を図ることを目的とする。
- (4) 活動内容:①北海道における外国人ドライブ観光促進のための活動に関すること  
②外国人観光客データを収集するために行うアプリ等のPR活動に関すること  
③外国人観光客のデータ分析及び評価に関すること  
④その他、目的達成のために必要な活動に関すること
- (5) 構 成 員:(3)の目的に賛同する国、地方公共団体、観光関係団体等により構成  
※平成30年6月28日時点の構成員は次のとおり  
北海道運輸局、北海道、(公社)北海道観光振興機構、(一社)日本自動車連盟北海道本部、北海道地区レンタカー協会連合会、(一社)札幌地区レンタカー協会新千歳空港レンタカー協議会、(一社)シーニックバイウエイ支援センター、北海道地区「道の駅」連絡会、東日本高速道路(株)北海道支社、(株)ナビタイムジャパン

▼「北海道ドライブ観光促進プラットフォーム」に関する募集内容等、詳細は以下のURLから御確認願います。

(北海道開発局ホームページ↓)

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat000001bhbx.html>

※募集期間は定めておりません。随時募集しております。

▼「平成29年度北海道ドライブ観光促進社会実験」の実施結果はこちらを御覧下さい。

(社会実験実施結果概要↓)

<http://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/renkei/splaat0000017w61.html>

▼「Drive Hokkaido!」(8月9日リニューアル※韓国語追加)は以下のURLからダウンロードいただくことが可能です。

<http://hokkaido-travel.navitime.jp/inboundspstorage/hkd/contents/html/driving/> (Internet explorer非対応)

＜北海道ドライブ観光促進プラットフォームに関するお問合せ先＞

◆北海道ドライブ観光促進プラットフォーム事務局(北海道開発局開発監理部開発連携推進課)

TEL:011-709-2024(直通) FAX:011-746-1032 E-mail: [hkd-ky-drivedate@ml.mlit.go.jp](mailto:hkd-ky-drivedate@ml.mlit.go.jp)